

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、情報化社会の基盤を構築する業務を通じて、お客様と社会の発展に貢献することを目指します。そのために、会社の社会性・公共性を深く認識し、コンプライアンスに努めるとともに、高い倫理観を持った良き企業市民の一員として、公正で透明性の高い経営を行います。また、当社グループは、持続的成長により、株主利益および企業価値の最大化を目指します。そのために、業務の適正性を確保する体制を整備、運用するとともに、その整備運用状況の評価および必要に応じた改善を継続的に実施し、実効性ある内部統制システムの構築に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚隆一	932,520	20.70
都築電気株式会社	407,910	9.05
有限会社モールネット	318,000	7.06
日本メナード化粧品株式会社	200,000	4.44
小中景子	140,000	3.11
杉野泰子	125,000	2.77
日本ラッド従業員持株会	103,200	2.29
大阪証券金融株式会社	61,000	1.35
濱田麻記子	58,700	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
武田 邦彦	学者									○
池貝 庄司	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
武田 邦彦		——	工学博士、大学教授としての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただけると判断いたしました。当社では、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となることがないという要件を満たした社外取締役・監査役を選任することにより、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化しております。武田氏は、社外取締役の独立性を有していると判断いたしました。
池貝 庄司		——	情報通信の専門的な知識・経験また経営コンサルティングの経験等を当社の経営に活かしていただけると判断いたしました。当社では、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となることがないという要件を満たした社外取締役・監査役を選任することにより、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化しております。池貝氏は、社外取締役の独立性を有していると判断いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、緊密な連携をとり、会計監査を実施するとともに取締役が構築運営しているシステムについて監査し、内部統制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
蒲池 孝一	公認会計士									○	
日下 公人	他の会社の出身者				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
蒲池 孝一		_____	他企業勤務時の管理部門及び企画部門等の経験から、公正な立場から取締役職務執行状況等に適切な提言・助言をいただけると判断いたしました。当社では、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となったことがないという要件を満たした社外取締役・監査役を選任することにより、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化しております。蒲池氏は社外監査役の独立性を有していると判断いたしました。
日下 公人	○	_____	豊富な企業経験や学識を生かし、公正な立場から取締役の職務執行状況等に関する提言・助言をいただけると判断いたしました。当社では、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となったことがないという要件を満たした社外取締役・監査役を選任することにより、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化しております。日下氏は社外監査役の独立性を有していると判断いたしました。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員に指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的に業績向上を図ることを目的とし、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行しました。

ストックオプションの付与対象者

従業員

該当項目に関する補足説明

平成20年6月24日の定時株主総会の決議により、執行役員および従業員に対し、平成20年8月21日付でストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成22年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の総額は92,817千円であり、その内訳は以下のとおりであります。

- ・取締役を支払った報酬 87,702千円
- ・監査役を支払った報酬 5,115千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役並びに監査役の報酬の総額は、株主総会で決定され、各取締役の報酬の額は取締役会で決定し、各監査役の報酬は監査役会の協議で決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局は管理本部が担当しております。取締役会開催時には、事務局より社外役員を含む全ての取締役、監査役に対して、取締役会の関係資料配布および議事録のメール配信を行っております。また、第35回定時株主総会(平成18年6月開催)における定款の一部変更により、取締役会の書面または電磁的記録による決議が可能となり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的に行えるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状体制の概要及び、現状体制を採用している理由

当社は、取締役会・監査役会を設置しており、それぞれ1名以上の社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入しております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取り組み

内部統制室・担当役員を設置し、内部統制評価を行っております。その活動におきましては、監査役と情報交換を図り、監査役の機能強化および内部統制評価の機能強化をはかっております。

(3) 業務執行・監査の状況

社外取締役を含む全ての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回以上、必要に応じ臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、法定事項及び取締役会規程に定める重要事項を協議、決定するとともに、業績の進捗状況の報告等を行っております。常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、営業戦略を中心とした取締役会決定事項以外の経営上の重要な案件について協

議、決定するとともに、施策の進行状況の確認を行っております。

執行役員は、取締役会が決定した方針に従い、それぞれが担当する部門において業務執行を行っております。監査役は、監査役会を構成し、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議への出席により、経営の監視を行っております。

(4) 会計監査の状況

会計監査は、アスカ監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査に係る監査契約を締結しております。当連結会計年度において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下の通りであります。

- a. 業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名等
 - ・業務執行社員 田中大丸 アスカ監査法人 当社に係る継続監査年数 1年
 - ・業務執行社員 法木右近 アスカ監査法人 当社に係る継続監査年数 1年
- b. 監査業務に係る補助者の構成
 - ・公認会計士: 2名
 - ・会計士補: 6名

(5) 報酬

取締役並びに監査役の報酬の総額は、株主総会で決定され、各取締役の報酬の額は取締役会で決定し、各監査役の報酬は監査役会の協議で決定されております。

また、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は明確に定めてはおりませんが、監査日数・監査内容に応じた適切な報酬となるよう、監査公認会計士等と協議のうえ決定しております。

(6) 社外取締役の役割・機能

社外取締役には、独立した立場により業務執行に対して監督していただくとともに、専門的な知識や他企業での勤務経験、業務執行経験等を活かして職務を遂行していただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行の強化、並びに経営の迅速化を推進するため、執行役員制度を導入しています。

また、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化して、より透明性の高い経営を行うための体制を整えるために、社外取締役・社外監査役を選任しております。

当社では、役員の独立性を経営者との間で利害関係を有していないことと考え、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となったことがないことを要件に入選しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使の促進に向け、例年招集通知発送日の繰上げを実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会への出席者の増加のため、例年集中日を避けた日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け会社説明会を年2回実施し、代表取締役をはじめとするトップマネジメントが直接説明を行っております。また、そのほかに、個人投資家向け会社説明会およびアナリスト向け会社説明会を適宜開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算報告(通期、第1四半期、第2四半期、第3四半期)、有価証券報告書、中間・期末報告書(旧事業報告書)、会社説明会の資料、当年度及び過去5年間の開示情報、過去5年分の財務データなどの各種IR情報を掲載しております。 http://www.nippon-rad.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署と定めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーにおいて、ステークホルダー(株主、顧客、役職員、取引先、投資者)の立場を尊重した条文を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの重要性に鑑み、これを積極的にかつ総合的に推進して行くために、平成17年3月よりCSR推進室を設置いたしました。平成20年4月にCSR推進室は内部統制室に名称変更しましたが、社会から信頼される企業を目指し、トップのリーダーシップの下、環境に配慮した事業活動の推進、コンプライアンスの向上など、社会的責任への取り組みを継続して実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令および証券取引所の定める開示規則等にもとづき、ディスクロージャーポリシーを定め、全てのステークホルダーが当社の実態を正確に認識し判断できるように、正確、迅速、公平な情報開示に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を制定しております。
(最終更新日：平成23年5月30日付)

1. 企業倫理と内部統制の基本方針

・当社グループは、情報化社会の基盤を構築する業務を通じて、お客様と社会の発展に貢献することを目指します。そのために、会社の社会性・公共性を深く認識し、コンプライアンスに努めるとともに、高い倫理観を持った良き企業市民の一員として、公正で透明性の高い経営を行います。

・当社グループは、持続的成長により、株主利益および企業価値の最大化を目指します。そのために、業務の適正性を確保する体制を整備、運用するとともに、その整備運用状況の評価および必要に応じた改善を継続的に実施し、実効性ある内部統制システムの構築に努めます。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監視し、法令や定款および社内規程の違反を未然に防止します。

・取締役が、他の取締役の法令や定款などに違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告します。

・監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。

・社外取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行や、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。

3. 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役会規程およびその他関連規程や、情報セキュリティ基本方針および関連する手順書に基づき、取締役の職務執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて、適切かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理します。

・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、その対策、権限、責任、体制などを定めた経営危機管理規程に基づき、リスクの未然防止、解消、事故などの再発防止に努めます。

・当社の各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部統制室は、定期的を実施する内部監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた職務権限規程および職務権限表に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。

・当社は、重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、役員間の円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え、常勤取締役および執行役員で構成される経営会議を設置しています。取締役会は原則として毎月1回定時に開催し、法令および定款に定められた重要事項の決定および業務執行状況報告などを行います。また、経営会議は、原則として毎月1回定時に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議および業務執行状況報告などを行います。

・当社は、取締役の監督機能の強化と、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会で決定した方針に従い、それぞれの担当する部門において業務執行を行います。

6. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、法令、規則、ルールの遵守を定めたコンプライアンスマニュアルおよび各種規程を社内WEBに掲載し、全役職員に継続的な周知徹底を図ります。

・内部統制室は、従業員が法令、定款および社内規程などを遵守して、適正に職務を遂行しているかどうかを内部監査規程に基づき監査し、その監査結果を取締役及び監査役に報告します。

・当社は、内部通報処理規程に基づき、コンプライアンスの通報窓口を内部統制室総務部および外部の第三者機関に設置し、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為について、従業員が直接連絡できる体制としています。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心としたグループ全体に対する適切な経営管理を行います。

・当社は、子会社の取締役および監査役を当社から派遣することにより、子会社の業務執行の監督若しくは経営の監視を行います。

・子会社および関連会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

・当社は、グループ全体でコンプライアンス体制を構築するため、グループ会社にもコンプライアンスマニュアルを配布し、行動規範の遵守を徹底します。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

・監査役会から、その職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、内部統制室若しくはその他の部署より、必要と認める人員を、監査役を補助すべき従業員として任命します。

9. 上記8. の従業員の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務の補助のために、監査役会の求めに応じて配置した人員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び従業員は、監査役から求められたときは速やかに業務執行状況を報告します。

・取締役及び従業員は当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、および重要な法令違反、若しくは定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

・監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び従業員に必要に応じて説明を求められます。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令および定款などに適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

・監査役は、内部統制室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関わり、また、これらの活動を助長する行為を一切禁止し、これらの反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

(1) 対応統括部署の設置

総務部を対応統括部署とし、不当な要求等の事案ごとに関係部門と協議し、対応いたします。また、総務部には、「不当要求防止責任者」を配置し、不当要求防止責任者が経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告いたします。

(2) 外部専門機関との連携所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、事案発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理総務部において、反社会的勢力に関する情報を一元管理しており、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

(4) 社内研修反社会的勢力の対応を、社内研修等を通じて周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項